

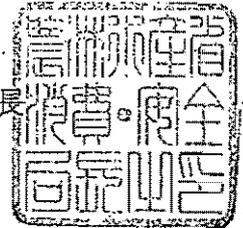


22消安第8377号

平成23年2月16日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用生物学的製剤検定基準の一部改正等について

今般、「動物用生物学的製剤検定基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）、「動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件」（平成17年3月18日農林水産省告示第516号）の一部が別紙1及び別紙2のとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧願います。

これらの改正に伴い「薬事法関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙3のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

(別紙1)

○農林水産省告示第四百九号

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準(平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

(別紙2)

○農林水産省告示第四百十号

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)第一百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号(動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦

表診断液の部中

「ヨーネ病診断用抗原固相化 酵素抗体反応キット(不活 化マインコバクテリウム・フ レイ菌可溶化たん白吸収剤	73,800	0	6			21
--	--------	---	---	--	--	----

を

1) ヨーネ病診断用抗原固相化 酵素抗体反応キット (不活 化マイコバクテリウム・フ レイ菌可溶化たん白吸収剤 ) ヨーネ病診断用抗原固相化 酵素抗体反応キット (不活 化マイコバクテリウム・フ レイ菌可溶化たん白吸収剤 ) (予備的検出用)	73,800	0	6	2
ヨーネ病診断用抗原固相化 酵素抗体反応キット (不活 化マイコバクテリウム・フ レイ菌可溶化たん白吸収剤 ) (予備的検出用)	55,900	0	6	2

改める。

「薬事法関係事務の取扱いについて」(平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知)

(下線部は改正による変更箇所)

改正後		現行	
別表4 動物用医薬品の検定に関する標準処理期間		別表4 動物用医薬品の検定に関する標準処理期間	
製 剤	標準処理期間(日)	製 剤	標準処理期間(日)
(血清の部)		(血清の部)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(ワクチン(シードロット製剤を除く。))の部		(ワクチン(シードロット製剤を除く。))の部	
(略)	(略)	(略)	(略)
(ワクチン(シードロット製剤)の部)		(ワクチン(シードロット製剤)の部)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(診断液の部)		(診断液の部)	
ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット(不活化マイコバクテリウム・フレイ菌可溶化たん白吸収剤)	40	ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット(不活化マイコバクテリウム・フレイ菌可溶化たん白吸収剤)	40
<u>ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット(不活化マイコバクテリウム・フレイ菌可溶化たん白吸収剤)(予備的検出用)</u>	<u>40</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)